

公益社団法人千歳市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人千歳市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
 - (1) 常勤役員とは、役員のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。
 - (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 3 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬」のとおりとし、非常勤役員の報酬額は、別表2「非常勤役員の報酬」のとおりとし、年間報酬総額500万円（理事490万円、監事10万円）の範囲内で、理事の報酬については理事長が理事会の承認を得て、監事の報酬については監事の協議により決定するものとする。

(費用)

第5条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用を支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(報酬等及び費用の支給方法)

第6条 報酬等及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等及び費用の支給日)

第7条 常勤役員の報酬等及び費用は、月額をもって支給するものとし、支給日はセンター事務局職員給与の支払日とする。

2 非常勤役員の報酬等及び費用は、当月分を月末締め、翌月センター事務局職員給与の支払日とする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則 (平成23年千歳市SC規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年千歳市SC規程第2号)

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

年額4,000,000円の範囲内

別表2 非常勤役員の報酬

区 分	理事会出席等、必要の都度日額	備 考
理 事 長	5,000円	
副 理 事 長	4,000円	
理 事・監 事	3,000円	

別表3 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用			
① 自家用車を利用する場合（各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額）			
0～2キロ	0円	8～10キロ	500円
2～4キロ	200円	10～20キロ	600円
4～6キロ	300円	20キロ以上	700円
6～8キロ	400円		
② バスを利用する場合			
	実費		
(2) 役員の管外職務に係る費用		旅費規程に定める金額	
(3) その他		実費	